

令和5年 第2回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月22日 (水) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (9人)
- 会長 1番 米良 成志
- 職務代理者 10番 金丸 幸子
- 委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義
4. 欠席委員 (1人) 9番 染田 良作
5. 欠席議員 (0人)
6. 出席最適化推進委員 (.4人)
白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 米澤 一夫 欠席1名
7. 議案日程
- 報告第 3号 農地の転用届出の件について
- 報告第 4号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
- 報告第 5号 農地賃貸借の合意解約について
- 議案第 2号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件について
- 議案第 3号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
- 議案第 4号 「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」の改正について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は9名で議事録署名委員は3番委員と4番委員です。

よろしくお願い致します。

『報告第3号 農地の転用届出の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第3号 農地の転用届出の件について説明致します。

議案書は2頁になります。農地法第4条の農地転用の届出になります。次のとおり受理したことを報告します。申請件数は2件の3筆になります。申請番号1、場所は大字加草字鳴子大道下の2筆で、面積が50㎡の方の登記簿地目は畑、現況地目は雑種地です。面積が120㎡の方は登記簿地目は田、現況地目は雑種地です。

合計面積が170㎡です。転用用途はその他の業務用地で、転用事由が駐車場となっています。次に、申請番号2、場所は大字加草字鳴子大道上で、登記簿地目は畑で現況地目が宅地となっています。転用用途は住宅用地で転用事由は一般住宅となっています。面積は500㎡です。3頁～6頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。申請番号1、加草1区になります。永願寺の南西方向で町道本町加草線沿いに申請農地2筆があります。次に、6頁をご覧ください。申請番号2になります。加草1区になりますが、加草1区コミュニティセンターの北の方向に申請

事務局長	農地があります。以上、報告となります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますのでそれぞれ把握しておいて下さい。次に『報告第4号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	報告第4号 農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。議案書は7頁になります。農地法第5条の所有権移転・転用の届出になります。次のとおり、受理したことを報告します。申請件数は2件の2筆となります。申請番号1、場所は加草2丁目の1筆で登記簿地目が畑、現況地目が雑種地で、面積が290㎡です。本件は有償の所有権移転です。転用用途はその他の業務用地で転用事由は駐車場となっています。申請番号2、場所は大字加草字鳴子大道下の1筆で、登記簿地目が畑、現況地目が雑種地で面積が148㎡です。本件は無償の所有権移転です。転用用途は住宅用地で、転用事由は一般住宅となっています。8頁～11頁に地図を掲載しております。9頁をご覧ください。申請番号1の地図になりますが、加草地区になります。国道10号沿いになりますが、天領うどんの西側に申請農地があります。次に11頁をご覧ください。申請番号2になりますが、加草地区になります。鳴子川左岸側の町道本町加草線沿いに申請農地があります。以上、報告となります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『報告第5号 農地賃貸借の合意解約について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	報告第5号 農地賃貸借の合意解約について説明致します。議案書は12頁になります。農地法第18条による通知です。通知は1件の5筆になります。場所は、大字川内字奥野が1筆、字水無が1筆、字仁久志が3筆で、5筆とも両地目が田となっています。面積は合計で4,291㎡です。解約の申し入れ日、成立日、引渡し日、通知日は全て令和5年2月6日となっています。解約形態は合意解約、解約事由は「場所が不便」ということであります。13～18頁に地図を掲載しております。14頁をご覧ください。字奥野になりますが、三ヶ瀬の市の原地区でプロイラー鶏舎の下の町道大原仁久志線沿いに申請農地があります。次に、16頁をご覧ください。字水無になりますが、三ヶ瀬の市の原地区で、林道水無線沿いに申請農地があります。次に、18頁をご覧ください。字仁久志になりますが、三ヶ瀬の市の原地区で、仁久志谷に向かう作業道付近に申請農地が3筆あります。以上、報告となります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『議案第2号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第2号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件についてです。議案書は、19～21頁になります。農地法第3条の所有権移転及び使用貸借権の分になります。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。記載の通り、申請5件の21筆になります。申請番号1、場所が大宇川内字上藪の4筆で両地目とも田で字上藪の合計面積は3,856㎡です。続いて、大宇川内字樋ノ本の7筆で、両地目とも田で樋ノ本の合計面積は10,834㎡です。申請番号1の合計面積は、14,690㎡です。本件は使用貸借権の設定となり、申請事由は貸主が農業廃止、借主は増反によるものとなります。次に、申請番号2、場所は大字門川尾末字尾ノ宮の1筆で、両地目とも田で面積は314㎡です。譲渡人は農業廃止、譲受人は増反が申請事由になります。本件は、有償の所有権移転になります。次に、申請番号3、場所は大字門川尾末字落郷が1筆、大字門川尾末字中新地が4筆、大字門川尾末字花畑が1筆の合計6筆になります。両地目とも田で全筆の面積は合計で、5,938㎡です。本件は賃貸借権の設定になります。申請事由は、貸主が労力不足によるもの、借主が増反によるものです。次に、申請番号4、場所は大字門川尾末字落郷の1筆、両地目とも田で面積が340㎡です。申請事由は、貸主が労力不足、借主が増反によるものです。本件は、賃貸借権の設定になります。最後に、申請番号5、場所は大字門川尾末字落郷の2筆で、両地目とも畑で面積は合計で624㎡です。申請事由は、譲渡人が労力不足、贈与によるもので、譲受人は、相手側の要望によるものです。本件は、無償の所有権移転となっています。22～37頁に地図を掲載しております。23頁をご覧ください。申請番号1になります。大丸地区で国道388号の丸口バス停の南の方向、かつ五十鈴川の左岸に申請農地が11筆あります。続いて、25頁をご覧ください。申請番号2になります。中山地区になります。中山神社の東の方向に、町道小園栄ヶ丘線沿いに申請農地があります。続きまして、27頁をご覧ください。申請番号3、字花畑の面積が979㎡の地図になります。地区は城屋敷地区です。木ノ宮神社の東の方向に申請農地があります。続いて、29頁をご覧ください。申請番号3、字中新地の2筆と字落郷の1筆になります。地区は城屋敷地区です。城屋敷地区多目的研修センターの南西の方向に申請農地が3筆あります。続いて31頁をご覧ください。申請番号3、字中新地の2筆になります。地区は城屋敷地区になります。地図中央上部に城屋敷地区多目的研修センターがありますが、本センターの南の方向に申請が2筆あります。次に、33頁をご覧ください。申請番号4の地図になります。地区は城屋敷地区で、城屋敷地区多目的研修センターの東の方向に申請農地があります。次に、35頁をご覧ください。申請番号5の1筆になります。地区は城屋敷地区で国道388号沿いに八坂神社がありますが、八坂神社の南西の方向に申請農地が1筆あります。最後に、37頁をご覧ください。申請番号5の1筆になりますが地区は城屋敷地区で、有限会社米良水産の東の方向に申請農地が1筆あります。以上、ご審議願います。

議長

事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

事務局

事務局です。担当の推進委員の安田さんが欠席の為、代理で説明を致します。

事務局	<p>申請番号1について、2月16日に安田推進委員と私で現地確認を行いました。対象地は、圃場整備された田であり、そのほとんどが農振地域となっています。所有者が相続した土地ですが、現在の所有者は農業を行っていないという事で使用貸借を行うという事です。借受人は現在農業を行っている方です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。申請番号1について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について、推進委員のご意見を伺います。</p>
松本推進委員	<p>推進委員の松本です。申請番号2について、2月14日に岡田係長の案内で、児玉委員、金丸委員、白木推進委員、私の5名で現地確認を行いました。場所は、中山神社近くで県道に挟まれた場所で、地目は田になっていますが、現在は雑種地となっています。この隣接地は、今年の11月の委員会でも同じ譲受人が権利を取得して、承認されているところです。譲渡人と譲受人は知人関係であり、譲受人の要望にて、話が成立したようです。近隣の所有者に迷惑がかかるような事はないと判断しました。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。申請番号2について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号3・4について、推進委員のご意見を伺います。</p>
白木推進委員	<p>推進委員の白木です。申請番号3、4、5について、2月14日に岡田係長の案内で、児玉委員、金丸委員、松本推進委員、私の5名で現地確認を行いました。申請番号3は合計6筆で、字花畑の1筆についての所在地は説明があったとおり、木ノ宮神社の東の方向に約100m行ったところに、ビニールハウスがあります。その隣接する隣が所在地になります。申請番号4については、私の自宅の入口のすぐ隣の道を挟んだ土地であります。従兄弟関係ではありますので、何の問題もありません。申請番号5については、地番4702は、八坂神社の南側で国道と用水路を跨いで、南西方向にあります。地番4845は、そこから先に行くと米良水産がありますが、道を挟んで東側にあります。農地の譲渡につきましては、兄弟関係での贈与でありますから問題が発生することはありません。</p>
議長	<p>説明が終わりました。申請番号、3、4、5までいきたいと思います。他の委員のご意見はございませんか。</p>
藤本委員	<p>申請番号4の受人の経営面積が小さいですが問題はないですか。</p>
事務局	<p>申請書を出して頂いたんですが、申請番号3と4は同じ受人ですが、申請番号4は340㎡ということですが、申請番号3と合計すると4,000㎡を超えているの</p>

事務局	で、ここは問題はありません。
藤本委員	はい。分かりました。
議長	他にありませんか。ないようですので、賛成の方举手願います。全員賛成です。次に『議案第3号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第3号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書は38頁になります。次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求めます。申請は2件の3筆になります。申請番号1、場所は大字門川尾末字大將軍西の1筆で、両地目とも田で、面積は451㎡です。判定地目及び利用状況は雑種地となっています。申請番号2、場所は大字川内字前田の2筆で、両地目とも畑で、面積は合計で245㎡となっています。判定地目及び利用状況は原野となっています。39～42頁が申請地の地図になります。まず、40頁をご覧ください。申請番号1になります。五十鈴地区になりますが、(有)長友木材の建物の真下の農地になります。42頁をご覧ください。申請番号2になります。三ヶ瀬地区の市の原の集落になります。市の原公民館の西側に申請農地が2筆あります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	申請番号1について、地権者と聞き取り調査を行いました。その結果をご説明致します。この土地は以前、買収予定地として買収にかかった土地であります。現在は耕作できるような農地ではないようです。従いまして今回、非農地証明願いを提出させていただきました。ご審議の程、よろしく願います。
議長	説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。申請番号1について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について推進委員のご意見を伺います。
事務局	事務局です。こちら安田推進委員の代理で説明致します。申請番号2について、2月16日に、安田元信委員、安田初美推進委員、私の3名で現地確認を行いました。対象地は10年以上耕作をされていません。現状は原野となっております。農地は公民館や住宅の中に位置しており、集団性のある農地ではありません。ご審議の程、よろしく願います。
議長	説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。申請番号2について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する方針』の改正についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する方針の改正について説明します。議案書は43頁をご覧ください。こちらの指針ですが、平成29年10月1日に作成したものとなっています。農業委員会等に関する法律が令和5年4月1日付で改正されることに伴い、こちらの方針を変更したいと考えております。赤文字で書いてある所が全国農業会議所から提供された記載を元を書いてある所ですが、数値などは門川町の数値に置き換えております。削除する場所には上から見え消しで取り消し線を引いております。43頁の見出しの、第1 基本的な考え方の所の段落の上から8行目文章の真ん中程から「地域計画」とありますが、地域計画に関する文言を追加をしています。続いて、次の段落になりますが、これまでの方針には最適化活動の指針として、具体的な目標・推進方法を記載してありましたが、今回の改正ではそれに加え、目標の達成状況を評価する方法についても記載する事となっています。さらにその次の段落ですが、この指針は10年間の長期目標とする旨を記載している所です。頁が変わりまして44頁をご覧ください。上の方の表ですが、こちらが遊休農地の解消目標を書いています。現状と3年後の目標と10年後の目標を記載しています。現状の農地面積につきましては、農地台帳の面積と農地利用状況調査の結果を基にして記載をしております。44頁の一番下の所の見出しをご覧くださいと思います。(4)遊休農地の発生防止・解消の評価方法について記載をしております。管内農地面積に占める遊休農地面積の割合を減少させる事を目標としています。遊休農地に関しては以上です。次に45頁をご覧ください。上の表ですが、担い手への農地利用の集積目標について記載しております。担い手とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織、例えば上井野里づくり組合等を指しています。管内の農地面積と集積面積は、県が実施している、市町村ごとの人と農地の状況調査における数値を採用しています。管内の農地面積が44頁と異なるのは、農地台帳の面積と県が把握している面積が異なることによります。45頁の下の方の(3)担い手への農地面積の集積・集約化の評価方法をご覧ください。管内の農地面積に対する担い手への集積面積の割合を大きくすることを目標としています。次に46頁をご覧ください。(1)新規参入の促進目標を記載しています。近年の新規参入人数を基に目標値を設定しております。(3)新規参入の促進の評価方法についてですが、新規参入者人数による評価としています。46頁～47頁にかけては、地域計画の目標を達成するうえでの農業委員会の役割を記載しております。農地見守り、農家の意向把握、地域計画の見直しへの協力等です。説明は以上です。

児玉委員

46頁の一番上の新規参入の促進についてですが、3年後の目標が3件というのは妥当な数字ですか。ハウス園芸農家も含めて、稲作農家とか限定はないのか。

事務局

ハウス等も含めての件数ではあります。現状としているのは、令和2年度から令和4年度までの新規参入の経営者を担当係に聞いたところ、1件だったということもあり、目標としては1年に1件と考えています。

児玉委員 50頁の新規参入の促進目標とありますが、これでは3年後の目標が10件とありますが違いはなんですか。

事務局 48～50頁の部分は、平成29年10月1日に作成したのですが、近年の新規参入者を聞くとやはり少ないということで、3年後に10件という目標は達成が難しいんじゃないかと判断をし、今回の見直しの中では目標を引き下げる書き方をしております。以上です。

事務局長 この案件につきましては、総会の方でこの方針でいいかを決を取りまして、初めて決定となります。2月の総会で提案をし、一読してご意見をいただき、この方針に修正が加わることもあると思うので、3月に再度議案として挙げさせていただき、この1か月の期間に決定していただいて令和5年4月1日からこの方針を進めることとなりますので、継続してご審議いただく事でよろしいでしょうか。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。この件は、継続する事と致します。以上を持ちまして、令和5年第2回農業委員会定例総会を閉会します。

令和5年2月22日
議事録署名人

3 番委員

米良多恵子

4 番委員

安田元信